

一般乗用旅客自動車運送事業について (福祉輸送事業限定)



国土交通省

北陸信越運輸局

○お問い合わせ先

〒381-8503 長野県長野市西和田1丁目35番4号

北陸信越運輸局長野運輸支局 輸送・監査部門(乗用担当) TEL:026-243-4603

申請

審査

許可

書類
作成

標準処理期間：2ヶ月
(補正に要する期間は含まない)

補正

法令試験

残高証明

許可後
1年以内に
運輸開始

運輸
開始前

運輸
開始後

福祉輸送サービスの対象となる旅客の範囲は、

①～⑤に掲げる者およびその付添人とする。

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている者
- ② 要介護認定を受けている者
- ③ 要支援認定を受けている者
- ④ 上記①～③に該当する者のほか、肢体不自由、内部障害、知的障害および精神障害その他の障害を有する等により単独での移動が困難な者であって、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者
- ⑤ 消防機関又は消防機関と連携するコールセンターを介して、患者等搬送事業者による搬送サービスの提供を受ける患者

福祉車両

(車いすもしくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、または回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための設備を設けた自動車。)

もしくは

セダン型等の一般車両

(福祉自動車以外のセダン型等の一般車両を使用する場合は、以下の①～④のいずれかの要件を満たさなければなりません。)

- ①ケア輸送サービス従事者研修を終了していること。
- ②介護福祉士の資格を有していること。
- ③訪問介護員の資格を有していること。
- ④居宅介護従事者の資格を有していること。

人材面

- 第二種自動車運転免許証を持った運転者が確保可能か。
- 運行管理等の体制が確保できるか。

金銭面

- 人件費、車両費、保険料、施設使用料等の所要資金を自己資金でまかなえるか。

設備面

- 営業所・休憩施設・車庫は、事業を行うにあたって適切なものを確保できるか。

受験者 申請者本人
(法人の場合は、申請する事業に専従する役員 1名のみ)

実施方法 申請を受理した日以降、適宜実施

試験の通知 7日前までに申請者あてに通知を郵送

開催場所 北陸信越運輸局本局(新潟県新潟市)

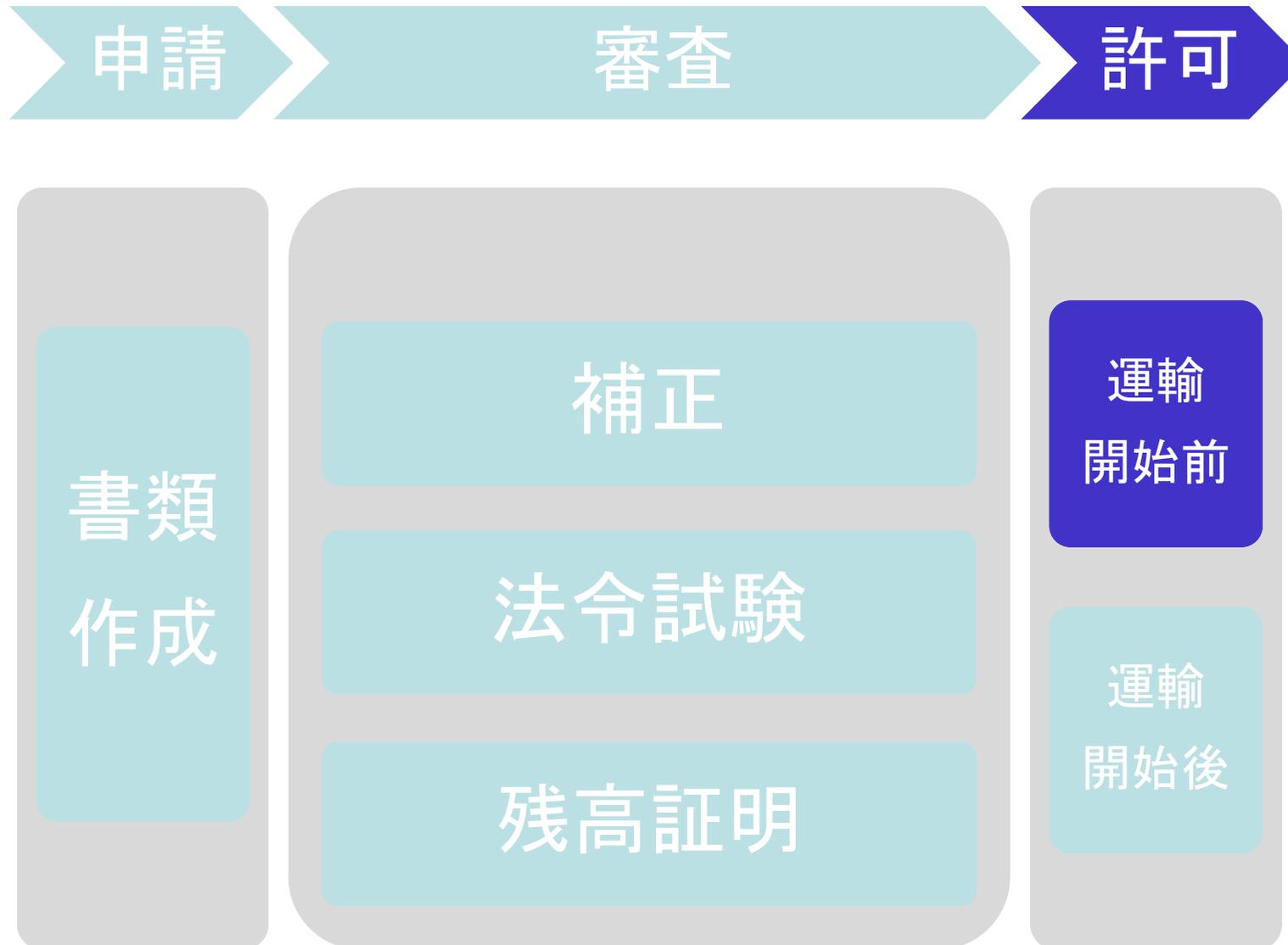
出題形式 ○×方式 語群選択方式 簡単な筆記回答方式
※自動車六法等の持ち込みは可能

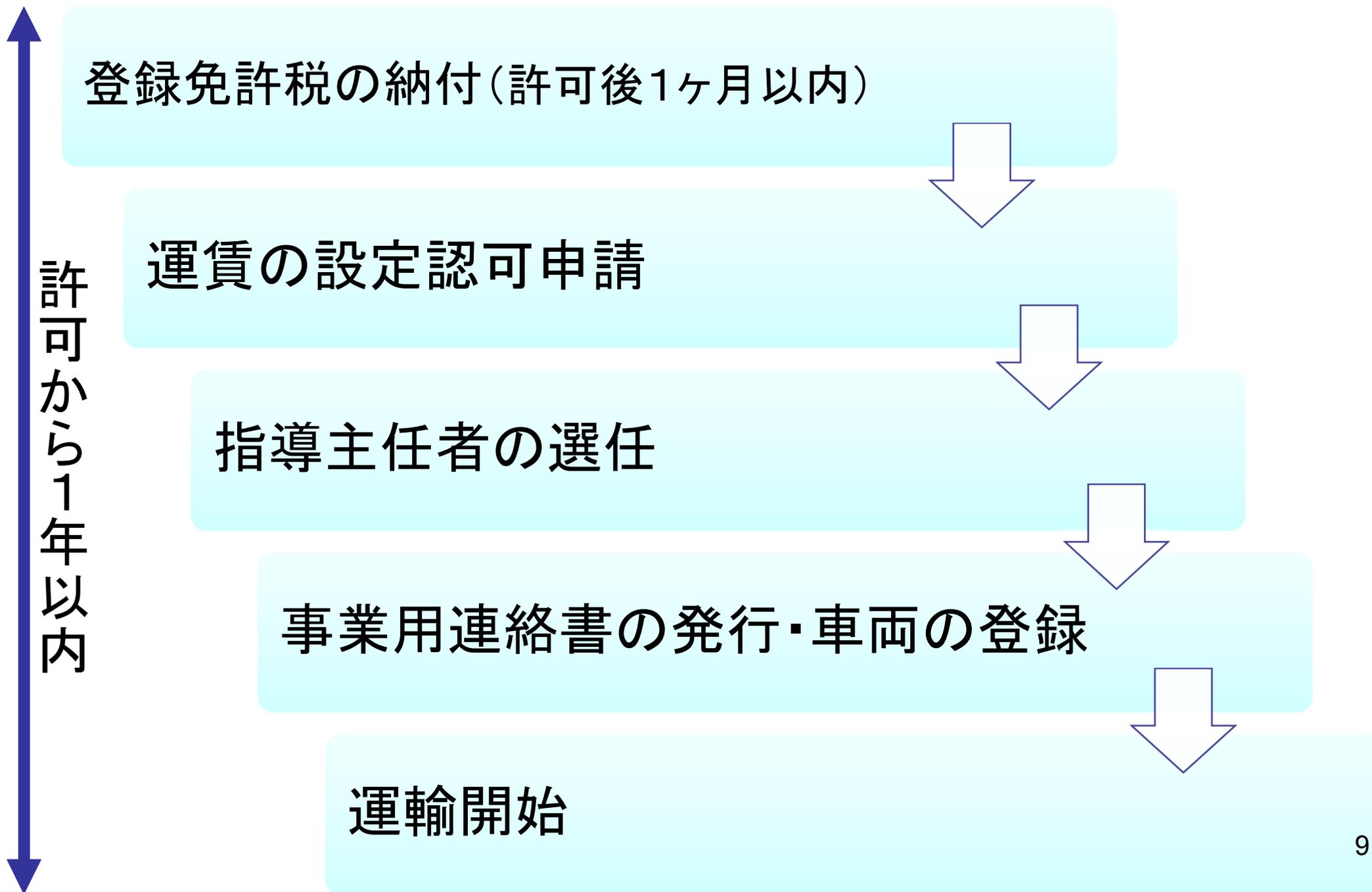
合格基準 正解率80%以上(出題数30問中 24問以上の正解)
試験終了直後に合否発表

不合格時 後日再試験を長野運輸支局にて実施する
再試験の場合は後日合否を発表する

- 申請書提出時の添付書類として、残高証明書を提出（1回目）。
- 法令試験に合格後に残高証明書を提出（2回目）。
（残高証明書の証明基準日は、運輸局が指定します。）
- 残高証明が資金計画を下回っていた場合、
申請要件を満たしていないとして、申請却下。

運輸開始前





- 運輸開始に向けて行うこと

- 登録免許税の納付

3万円を期日までに納付し、領収書を貼った用紙を本局へ郵送する。

- 運賃及び料金の設定認可

ケア運賃、介護運賃を設定し、認可を受けなければならない。

- 社会保険等の加入

労災保険、雇用保険、健康保険・厚生年金保険等へ加入し、加入したことを証する書類を保存する。

- 事業用連絡書の発行と車両表示

メーター器、車内表示装置、車体表示、車内掲示を準備する。

- ・ 許可事業者の留意事項

- 輸送実績報告書の提出義務

- 輸送実績報告書（毎年5月31日まで）

- 移動等円滑化実績報告書（毎年6月30日まで）

- 帳簿類の作成及び保管

- 業務関係、労務関係、経理関係等を作成及び保管すること。

- 事業計画に変更があった際の申請・届出

- 認可申請、事前届出、事後届出の種類に気をつけること。

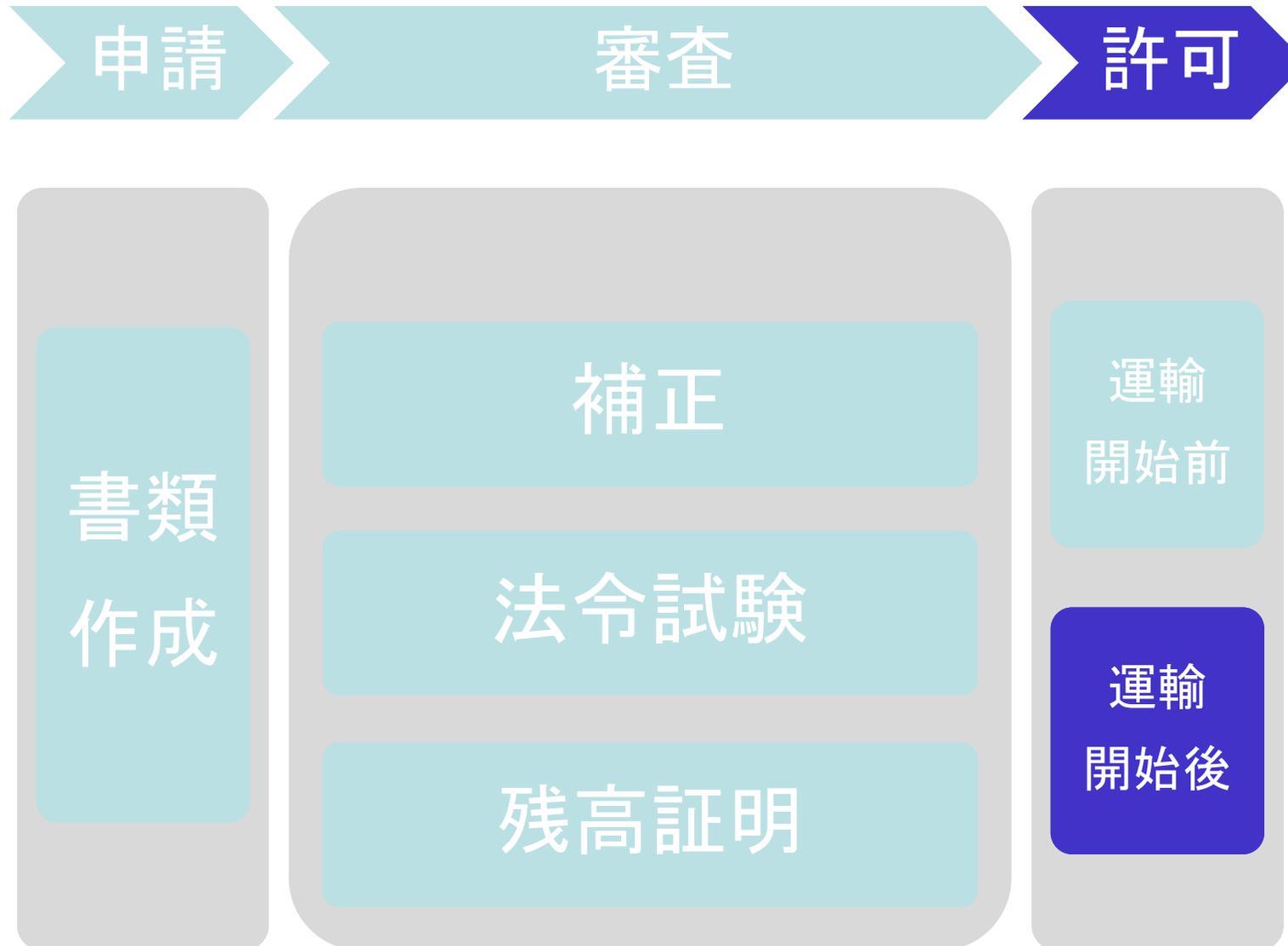
- 事故発生時の報告対応

- 速報事案（24時間以内）、事故報告書事案（30日以内）は報告すること。

- 関係法令及び行政処分の基準の把握

- 運送事業者に課された義務を把握し、遵守すること。

運輸開始後



- 運輸開始の届出（事業開始後すみやかに提出）

【添付書類】

- ・車両の確認書類（車検証の写し、任意保険証書の写し）
- ・写真① 営業所（全景、運賃料金表と運送約款の掲示状況）
 - ② 車庫（全景、道路出入口付近状況、点検整備施設）
 - ③ 事業用車両の前後・側面（ナンバーと車体表示が確認できるもの）
 - ④ 休憩仮眠施設（全景）
- ・健康保険・厚生年金保険 新規適用届の写し
- ・労働保険/保険関係成立届の写し

事業運営にあたっては、公示及び関係法令を理解し、許可に付した条件を遵守し、万全を期されたい。